

## 平成21年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成21年3月6日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢東辺地に係る総合整備計画について
- 日程第14 議案第14号 金原辺地に係る総合整備計画について
- 日程第15 議案第15号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第16 議案第16号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第17 議案第18号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第18 議案第19号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第20号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第21号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第22号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第23号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第24号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算について
- 日程第25 議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
4番	臼井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	杉山勝美	会計管理者	矢野博行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	川口直紀		

---

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は19名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務企画委員会に付託したいと思います。

日程第3 議案第3号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第4号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、議案第4号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第6号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第6号 本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第7 議案第7号(質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第7、議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第8 議案第8号(質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第8、議案第8号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第9号(質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第9、議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第10号(質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第10、議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第11号(質疑・委員会付託)

議長(後藤壽太郎君)

日程第11、議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務企画委員会に付託を

したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第12号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第12号 本業市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

議案の説明のときに、教育委員会が御説明をされた中で、普通的に言うと各地域に社会体育施設やそれぞれがグラウンドを持ってあって、ほとんどの地域が持っている。利用度が減ってきた。だから今回は、という御説明、本当のところはちょっと私違うところにあるというふうに理解はしておりますが、各地域にそれぞれにナイター施設を持った総合グラウンドを持ってあって根尾地区だけが廃止になっていくということについてはどうかというのは、いささか疑問に思っておりました。住民の説明会も済んで、地域審議会の方も理解をいただいているようなお話を聞いておりますので、この廃止について、とやかく言うつもりはございませんが、そこまで教育委員会もなされてますので。ですが、その後整備されたところが、今度どういう形になっていくのかということについては、今会期中にどういう形で説明があるのかということをお伺いをしたいというふうに思います。どなたが答えていただけるのかよくわかりませんが、その点だけをお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの御質問のグラウンド及びテニスコートの今後のあり方の御質問でございますが、今回予定しております駐車場という形で今読んでおりますが、整備後につきましては、うすずみ公園の一部に位置づけをいたしまして、桜シーズンは駐車場として使用し、桜シーズン以外は、目的外使用などの利用できるよう、うすずみ公園の管理について所管する担当部署の産業建設部と調整しながら検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託を  
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第13号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第13号 本巣東辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、委員会付託を省略したい  
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 本巣東辺地に係る総合整備計画については、原案のと  
おり可決することに決定しました。

日程第14 議案第14号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第14号 金原辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会付託を省略したい



と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 金原辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第15号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、議案第15号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第16号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第16、議案第16号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第18号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第17、議案第18号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

3点伺いますが、まず初めに歳入の関係で1点伺います。

県の補助金で自主運行バスの運営補助金が、補助基準の改正に伴う減額ということで675万円、当初予算が1700万円ですので、非常に大幅な減額になっておりますけれども、この補助基準については非常に複雑で一言では言えないかもしれませんが、大ざっぱに言ってどのような変更があったのかお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、県補助金の自主運行バスの県補助金が大幅に削減になったということで、当初、本バスで1000万、根尾の自主運行バスで700万ほどの収入を見込んでおりましたが、今回県の補助金の制度の改正がございまして、今までは基本的にはかかった経費の3分の1、ほぼいただけておったのが、今回その財政力指数というものに応じた補助率の割合が定められたということで、今回、経費の3分の1はもらえておったわけですが、本巢市の場合、財政力指数が0.7以上ございますので、基本の経費の55%圧縮されたということが主な原因でございます。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

これは県の話ですので、そういうことでお伺いしておきます。いずれにしても、今、県のやり方という失礼ですけども、県の方針を見ても、どんどんどんどんカットする方向にきています。来年度予算についても相当なカットが出てくると思うので、またそういったことを注視しながら、また必要に応じて県にいろいろな要請をすることということも含めて、対応して欲しいということだけ申し上げておきます。

歳出について2点、伺います。

一つは定額給付金に関連してであります。定額給付金の是非の問題は今論議する段階ではありませんので、それについて事務費が来ておまして、その事務費の中に時間外勤務手当とか、あるいは人材派遣委託料とかもろもろのものが入って総額1,900万余りになっておりますが、これについて一昨日の全協で高田議員の方から少し話が出ましたけれども、こういう時期ですので、極力緊急雇用に当たるような対応をぜひ考えていく必要があるのではないかとこのように私も思っています。今回は、人材派遣委託料ということで146万6,000円という数字が出ていますが、それに比べて時間外勤務手当671万円、実際これだけいるのかどうかわかりませんよ。事業の中身がどれほどかかるということもわかりませんが、いずれにしても、比べてみると人材派遣委託料がもうちょっとあっていいんじゃないか、臨時雇用の部分がもう少しあっていいんじゃないか、というふうにも思います。通常の緊急雇用とは違って、期間が非常に短いので困難な部分はあるかもしれませんが、極力そのあたりは配慮しながらやっていくことが求められているのではないかと、今の時期としては、そういうふうに思いますが、どうなんでしょうか。

ということと、もう一つは予算書で言うと23ページにFC岐阜の出資金200万円の減額があります。これは県の振興協会が一括出資するから、もう要らなくなったという話でありますけれども、非常に不思議な話でして、もともとこれが補正で組まれるときに疑問を呈しておきましたけれども、補正で組んでまた勝手に方針が変わって一括で出すから、もう要らないと言いながら、じゃあこの200万円の出どころはどこになるかということ、結局この振興協会がまた市に負担金として、いつか来るのではないかという気もするわけですけども、そのあたり一体どういうことが起きているのか、わかる範囲でお伺いできればと思います。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは1点目の定額給付に係る人材派遣の金額に比して、職員の時間外が非常に多いんじゃないかという御質問でございます。その点につきましては、時間外勤務手当につきましては、現在も

準備段階ということで、もう既に1月過ぎからその体制を組みつつ、総務課を中心に進めております。また現在の計画でございますと、4月から4月20日までの間の2回の土日を平日同様、事務処理を行っていくという計画をしております、人材派遣の方に多くお願いすると非常に現在の雇用情勢その他から考えますと非常に有効な手だてということでございますが、期間的には議員御指摘のように非常に短期間で処理をしていくということで、どうしても職員の力に頼らざるを得ないということも考えております。人材派遣につきましては、可能な限り応募その他があれば、議員御指摘のようにできる限り民間といいますか外部の力もおかりしながら定額給付がスムーズに交付できるように進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、ただいまF C 岐阜についての御回答をさせていただきたいと思えます。この件につきましては、昨年の9月にですが議員の皆様方に補正という形をお願いをしたところでございます。先ほどの議員の振興協会というもののお名前がちょっと出ましたが、この協会につきましては市町村振興宝くじに係る収益をもって岐阜県が協会へ交付金という形で原資を出しております、これを基金として設置しております。その基金の運用の一部ということに今回なったということで、振興協会の事業としては市町村の振興事業、それから職員の研修事業、そういったもろもろの事業が事業として行われておまして、交付金としてそういったものが配布され配分しているというものでございます。今回の件につきましては、昨年9月に開催をしました県の市長会幹事会でございます。こちらにおいて、現段階において出資している市町村は非常に少なかったということで、各市へ依頼されておりますその出資金200万については、財団の振興協会が一括出資するという旨の通知をいただいております。これは県の市長会事務局の方からの通知でございます。そんな中で、全市がそういう形で歩調をとって動くという周知がなされましたことから、今回進出をしなかったということで減額をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

2点目にF C の関係ですけれども、経過については、今お伺いしましたので減ることは振興協会の問題でもあり、また他市町との兼ね合いもありますので、これ以上は申しませんけれども、一番心配しておりますのは、出資の振興協会の中で収益を出資金に充てるということでそれで済めばいいんですけれども、またいずれ負担金として来るといようなことはないというふうに考えておけばいいわけですね、今は。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

そのように考えておっていただいて結構だと思います。

21番（鵜飼静雄君）

結構です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 平成20年度本巣市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

午前9時29分 休憩

午前9時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開します。

休憩します。暫時休憩。

午前9時30分 休憩

午前9時31分 再開

議長（後藤壽太郎君）

休憩に引き続いて、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を再開いたします。

日程第18 議案第19号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第18、議案第19号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第19号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第20号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第19、議案第20号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第21号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第20、議案第21号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 議案第22号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第21、議案第22号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題

といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第22 議案第23号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第22、議案第23号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。



これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第23号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第24号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第23 議案第24号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第24号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 議案第25号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第24、議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。平成21年度本巢市一般会計予算のうち、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会に、以上、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号についてはそれぞれ所管する三つの委員会において協議することに決定いたしました。

日程第25 議案第26号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第25、議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第27号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第26、議案第27号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第28号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第27、議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第29号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第28、議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第30号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第29、議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第31号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第30、議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第32号（質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第31、議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日3月7日から11日までは休会とします。3月12日午前9時より本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集ください。

なお、本日各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、3月16日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は、3月17日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は、3月18日午前9時から現地

視察等行い、議案審査等は糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

本日はこれにて散会します。

7番 安藤君。

7番(安藤重夫君)

すみません、文教福祉委員会の方ですが、午前9時からは変わりませんが、朝9時から現地視察をしますもので、それで10時から会議というようなことで委員会が開かれますので、傍聴の方がお見えということであるなら、10時からということをお願い申し上げます。

以上です。

議長(後藤壽太郎君)

文教福祉委員会は、3月17日9時からは変わりませんが、先に現地視察を行うということですので、よろしくお願いいたします。

産業建設委員会におきましては、3月18日午前9時から現地視察を行い、議案審議等は糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前9時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員